

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和3年2月19日

新型コロナ作業部会確認 令和3年3月10日

事業名 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染
対策用エアートेंट等の賃貸借（単価契約）

案件名

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	本件は、競技会場等において新型コロナウイルス感染症の疑い症状を呈する体調不良者を一時的に隔離するための物品を借り入れるものであり、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理において必要性が示されている事業である。よって本件は、令和2年12月4日の合意における大会の追加経費のうち、新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当すると考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	本件は、大会運営の一環として行う事業であり、競技会場等における医療サービスの提供に係る既存事業との一体性を保つ必要のある事業である。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	新型コロナウイルス感染症が疑われる者を隔離することは、アスリート等への適切な医療の提供を可能とするだけでなく、各会場を安心・安全な環境に保つことに資するものである。また本件は、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理においても実施することが示されている事業である。
	効率性	本件は、単純に隔離室設置予定数分のエアートेंटを調達するのではなく、極力既存の諸室を隔離室に転用することができないか、会場毎に検討した上で、必要最低限の数量を決定している。また、価格についても一般競争入札により受託業者を決定することで経費を削減している。

	納 得 性	<p>本件は、主にリースまたはレンタル品の汎用資機材を選定することで、使用後の廃棄費用等の経費を削減している。また、エアテントを取り扱う同業2社から見積書を取得することで単価が妥当であるか検証しながら予定価格を決定するとともに、一般競争入札により受託業者を決定していることから、他の事例と比較しても適正である。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、アスリート等に医療の機会を提供する為に必要な事業である。</p>		